

2 適正な土地利用に関する条例

【目次】

第1章 総則

第1条 目的	2-1
第2条 対象行為	2-2
第3条 適用除外	2-6
第4条 土地利用行為者の責務	2-8
第5条 市民の責務	2-9
第6条 市の責務	2-10

第2章 土地利用調整基準

第1節 土地利用行為の遵守基準

第7条 斜面地における緑地の確保等	2-11
第8条 特定用途建築物等の制限	2-22
第9条 墓地等の制限	2-26
第10条 工業地域における生産環境の確保	2-28
第11条 がけ地建築物の建築に係る措置等	2-30
第12条 テレビジョン電波受信障害対策	2-34
第13条 景観創出に係る基準	2-35
第14条 道路の整備	2-36
第14条の2 防犯灯の設置	2-38
第15条 防災行政無線拡声受信装置の整備	2-39
第16条 消火活動用空地の確保	2-40
第17条 ごみ集積所の整備	2-41
第18条 集会施設の整備	2-42
第19条 土砂等の搬出入	2-42

第2節 土地利用行為の指導基準

第20条 工場跡地の土地利用	2-43
第21条 緑化	2-44
第22条 駐車施設の確保	2-46
第23条 地区計画等の活用等	2-47
第24条 文化財の保護	2-48
第25条 環境配慮に係る措置	2-49
第26条 都市景観創出に係る措置	2-49
第27条 防犯に対する配慮	2-50
第28条 削除	2-54
第29条 宅地造成の基準	2-54

第3節 市街化調整区域内の土地利用行為の基準

第30条 開発事業の遵守基準	2-55
第31条 埋立行為の遵守基準	2-66
第32条 資材置場の設置基準	2-68
第33条 開発事業の指導基準	2-72

第4節 基準の緩和

第34条 基準の緩和	2-73
------------	------

第3章 地区土地利用協定

第35条 地区土地利用協定の趣旨	2-74
第36条 要件	2-76
第37条 協定に定める内容	2-77
第38条 締結手続	2-79
第39条 協定の尊重	2-80
第40条 地区計画等の検討	2-80
第41条 協定協議会の設立要件	2-81
第42条 協定協議会の設立等の手続	2-82
第43条 市の支援	2-83

第4章 土地利用行為に係る手続

第1節 土地利用行為の承認等

第44条 土地利用行為承認申請	2-84
第45条 関係機関との協議	2-88
第46条 土地利用行為の承認	2-92
第46条の2 承認の取消し	2-94
第47条 行為着手の制限	2-95
第48条 行為着手の届出	2-95
第49条 行為変更の届出等	2-96
第50条 土地利用行為者の承継	2-97
第51条 行為完了の届出等	2-98
第51条の2 承認された土地利用行為の遵守	2-99
第52条 勧告	2-99
第53条 命令	2-100

第2節 審査請求

第54条 審査請求の特例	2-101
第54条の2 審議会への諮問	2-101
第54条の3 口頭意見陳述	2-101
第54条の4 意見書等の提出	2-101

第3節 地区土地利用協定区域内の土地利用行為の届出等

第55条 協定区域内の届出	2-103
第56条 是正指導等	2-104
第57条 公表	2-105

第5章 雑則

第58条 他の条例の手続との調整	2-106
第59条 報告	2-106
第60条 立入調査	2-107
第61条 規則への委任	2-108

第6章 罰則

第62条 罰則	2-109
第63条 両罰規定	2-110

附 則	2-111
-----	-------